

八幡浜市部活動等送迎バス運転手免許取得費補助金交付要綱

〔令和 8 年 5 月 1 2 日〕
〔教育委員会要綱第 5 号〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、八幡浜市教育委員会が推進する部活動の拠点校方式及び地域クラブ活動における生徒の安全かつ円滑な移動手段を確保するため、次条に規定する対象免許を取得する者に対し、予算の範囲内において、八幡浜市部活動等送迎バス運転手免許取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、八幡浜市教育委員会補助金等交付要綱（平成 2 0 年教育委員会要綱第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象免許等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる免許等（以下「対象免許」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下この条において「法」という。）第 8 4 条第 3 項に規定する大型自動車免許又は中型自動車免許
- (2) 法第 8 4 条第 4 項に規定する大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許
- (3) 法第 9 1 条に規定する免許の条件の解除

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助金の交付申請時において、八幡浜市に住所を有していること。
- (2) 指定自動車教習所において、対象免許を取得するための教習等を修了し、当該免許を新たに取得した者であること。
- (3) 対象免許の取得日が、補助金の交付申請を行う会計年度内であること。
- (4) 対象免許の取得後、速やかに教育長が指定する部活動等の送迎業務に従事することができる者で、かつ、3 年以上従事することを確約できる者であること。
- (5) 市税等の滞納がないこと。

(6) 八幡浜市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象免許の取得のために指定自動車教習所に対して支払った入学金、教習料、教材費、検定料その他教育長が必要と認める経費とする。

（補助金の交付額及び交付回数）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、10万円を上限とする。

2 補助金の交付回数は、補助対象者1人につき1回限りとする。

（交付申請及び請求）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、対象免許取得後、八幡浜市部活動等送迎バス運転手免許取得費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、当該年度の3月末日までに教育長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 教育長は、前条に規定する交付申請書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付に係る可否を決定し、八幡浜市部活動等送迎バス運転手免許取得費補助金交付決定（不交付決定）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第8条 八幡浜市教育委員会補助金等交付要綱第7条の規定にかかわらず、補助金に係る実績報告は、第6条に規定する交付申請書兼請求書の提出をもってなされたものとみなす。

（交付決定の取消し及び返還）

第9条 教育長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、疾病、災害その他教育長がやむを得ないと認める事由による場合は、この限りでない。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他の不正な行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないとして教育長が認める

とき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日以後に取得した対象免許に係る経費について適用する。

八幡浜市教育委員会教育長 様

申請者 (〒 -)
 住 所 八幡浜市
 氏 名
 電話番号

八幡浜市部活動等送迎バス運転手免許取得費補助金
 交付申請書兼請求書

八幡浜市部活動等送迎バス運転手免許取得費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請し、交付決定された場合は、申請内容のとおり請求します。

記

1	取得した免許の種類 (該当する項目に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 中型自動車免許 <input type="checkbox"/> 大型自動車免許 <input type="checkbox"/> 中型自動車第二種免許 <input type="checkbox"/> 大型自動車第二種免許 <input type="checkbox"/> 限定解除 (内容:)	
2	補助対象経費	円 (対象免許取得に要した経費)	
3	交付申請額 (請求額)	円 (補助対象経費の全額、上限 10 万円)	
4	免許取得日	年 月 日	
5	振込先	金融機関名	
		店 名	
		種 別	普通 ・ 当座
		口座番号	
		フリガナ	
		口座名義	
6	添付書類	(1) 新たに取得した対象免許に係る運転免許証の写し (2) 補助対象経費の金額を証する書類 (領収書等の写し等) (3) 誓約書 (別紙)	

(別紙)

八幡浜市教育委員会教育長 様

誓 約 書

私は、八幡浜市部活動等送迎バス運転手免許取得費補助金の交付申請にあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 補助金の対象となる免許取得後、速やかに教育委員会が指定する部活動等送迎バスの運転手として、3年以上継続して従事します。
- 2 自己の都合により前項の期間に満たないうちに運転業務を辞退した場合は、要綱の定めに従い、速やかに補助金を返還します。
- 3 市がこの補助金交付事務処理に必要な範囲において、次のことについて調査することに同意します。
 - (1) 住民基本台帳の情報
 - (2) 市税等の納付状況
- 4 私は、八幡浜市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しません。

年 月 日

住 所

氏 名

(押印又は自署)

様

八幡浜市教育委員会教育長

八幡浜市部活動等送迎バス運転手免許取得費補助金
（交付決定／不交付決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった八幡浜市部活動等送迎バス運転手免許取得費補助金について、次のとおり決定したので通知します。

記

1	決定内容	<input type="checkbox"/> 交付決定 ・ <input type="checkbox"/> 不交付決定
2	（交付決定の場合） 補助金の交付額	円
3	（不交付決定の場合） 不交付決定の理由	